

草津市総合計画策定市民会議開催要綱

(設置)

第1条 草津市総合計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）の開催に必要な事項を定めることにより、第6次草津市総合計画の策定に当たり、広く市民からの意見を求めることを目的とする。

(市民会議の委員)

第2条 市民会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委託する。

- (1) 関係する団体から選出された者
- (2) 草津市市民参加条例（平成24年草津市条例第21号）第8条の公募により選考する市民
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(役割)

第3条 委員は、第6次草津市総合計画の策定にあたり、次に掲げる事項について意見交換を行うものとする。

- (1) 基本構想に関すること。
- (2) 基本計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(会長および副会長)

第4条 市民会議に会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、市民会議の進行を行う。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議の会議は、市長が招集する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 市民会議の庶務は、総合政策部企画調整課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。